

6 環境騒音の状況

1 目的

騒音規制法第 21 条の 2 の規定に基づき、道路に面する地域以外の一般地域における騒音について、環境基準の達成状況を把握するため、測定を実施しました。

2 測定期間 : 平成 30 年 6 月～12 月

3 測定地点（表－1 参照）

道路に面する地域以外の一般地域（騒音に係る環境基準の類型指定地域内）において、平、小名浜、勿来等の地区を代表する 10 地点を選定しました。

4 測定結果の概要

測定結果は、表－1 に示すとおりです。すべての地点で昼夜間ともに環境基準を達成しました。

表－1 測定地点及び結果

(単位：デシベル)

No.	測定地点	類型	用途地域	測定結果		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	郷ヶ丘三丁目地内 (郷ヶ丘三丁目第二公園)	A	第 1 種低層住居専用地域	53	40	55	45
2	平下平窪一丁目地内 (下平窪第二公園)	A	第 1 種中高層住居専用地域	49	42		
3	平下荒川字中荊地内 (中荊児童遊園)	A	第 1 種中高層住居専用地域	48	43		
4	鹿島町船戸字林下地内 (船戸第一公園)	A	第 1 種中高層住居専用地域	51	45		
5	小名浜岡小名地内 (岡小名公園)	A	第 1 種中高層住居専用地域	48	42		
6	小名浜字諏訪町地内 (神楽場公園)	B	第 1 種住居地域	51	41		
7	勿来町白米林ノ中地内 (白米第一公園)	B	市街化調整区域	42	40		
8	錦町中迎四丁目地内 (中迎四丁目公園)	B	第 1 種住居地域	48	45		
9	内郷高坂町三本杉地内 (三本杉児童遊園)	B	第 1 種住居地域	50	45		
10	桜ヶ丘二丁目地内 (桜ヶ丘二丁目公園)	A	第 1 種低層住居専用地域	43	38		

- (注) 1 類型とは、騒音に係る環境基準の類型を示します。
 2 用途地域とは、都市計画法に定める用途地域を示します。
 3 昼間とは午前 6 時から午後 10 時まで、夜間とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間帯を示します。